

法 令 名	都市公園法 〔 昭和31. 4. 20. 法 律 第 79 号 改正 平成29. 5. 12. 法 律 第 26 号 〕				
指 定 地 域	○ 都市公園 次の（１）又は（２）に該当する公園又は緑地（法第2条） （１）都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの （２）地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地 ○ 公園予定区域（法第33条） 国又は地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨が公告された後、国又は地方公共団体が土地に関する権原を取得した区域				
規 制 等 の 内 容	○ 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。（法第32条） ○ 公園管理者（法第2条の3の規定により都市公園を管理する国土交通大臣又は地方公共団体）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、国土交通省令又は条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。（法第5条第1項） ○ 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。（法第6条第1項）				
許 可 基 準	○ 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第5条第1項の許可をすることができる。（法第5条第2項） （１）当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの （２）当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの ○ 公園管理者は、法第6条第1項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要上やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、許可を与えることができる。（法第7条第1項） （１）電柱、電線、変圧塔その他 （２）水道管、下水道管、ガス管その他 （３）通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他の施設で地下に設けられるもの （４）郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 （５）非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 （６）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 （７）前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物又は施設 ○ 公園管理者は、法第6条第1項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合については、法第7条第1項の規定にかかわらず、許可を与えることができる。（法第7条第2項）				
許 可 手 続	<table border="1"> <tr> <td>当 事 者</td><td>公 園 管 理 者</td></tr> <tr> <td>許 可 申 請 書</td><td>1. 国 2. 県 3. 市町村</td></tr> </table>	当 事 者	公 園 管 理 者	許 可 申 請 書	1. 国 2. 県 3. 市町村
当 事 者	公 園 管 理 者				
許 可 申 請 書	1. 国 2. 県 3. 市町村				
照 会 先	県土整備部都市計画課（０８８－６２１－２５６８）				